

仕 様 書

琴浦町（以下「発注者」という。）が設置及び管理を行う琴浦町営斎場に保管する拾骨後に残される灰等（以下「残骨灰」という。）の円滑な引き渡しを実施するため、次のとおり引き渡し条件を定める。

1 業務概要

- (1) 業務の名称 令和 6 年度琴浦町営斎場残骨灰売却業務
- (2) 業務場所 琴浦町大字梅田 289 番地 36
- (3) 履行期間 契約締結日の翌日から令和 7 年 3 月 21 日まで
- (4) 契約方法 総価契約

2 残骨灰の引き渡し等

- (1) 引き渡しで使用する車両は、受注者が用意するものとし、運搬中の残骨灰の落下防止等の対策を講じること。
- (2) 残骨灰の積込み後、受注者は搬出場所の清掃を行うこと。
- (3) 引き渡し作業中に生じた事故等の責任は受注者が負うものとし、搬出作業中の事故等により施設の損害等が生じた場合、速やかに修繕を行うこと。ただし、受注者の責めに帰すことができない理由等により生じたものについては、発注者と受注者とが協議して定めることとする。
- (4) 引き渡しの日時は、契約日から令和 7 年 3 月 21 日までとする。また、月曜日から金曜日（国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日を除く。）の午前 9 時から午後 5 時までの間（正午から午後 1 時までの間を除く。）とする。
- (5) 残骨灰の搬出日程は発注者と受注者が協議のうえ決定するものとする。
- (6) 本業務の完了は、受注者が業務完了届を提出し、発注者がその結果を確認した時点とする。
- (7) 発注者は必要に応じ、受注者の協力を得て残骨灰の管理状況等について、報告を求め、又は実地にて確認を行うことができるものとする。

3 引き渡し後の残骨灰の取扱い

受注者は、琴浦町営斎場敷地から残骨灰を積込んだ車両が出た時点から引き渡した残骨灰に係る全ての責任を負うものとする。

4 予定数量

830 k g（ビニール袋に収納したものが約 37 袋）

※予定数量は、確約されたものではなく、増減することがある。

5 売却と代金の納入

本契約の残骨灰売却費から残骨灰の回収、運搬及び納骨・供養等にかかる経費一式を控除した額を納入するものとする。受注者は、発注者が発行する納入通知書（請求書）により、請求のあった日の翌日から 30 日以内に引き渡し代金を納入すること。

※振込の場合は、振込手数料は受注者が負担すること。

6 引き渡し重量

残骨灰の引き渡し重量は、発注者が残骨灰を保管するために用いた袋の重量を含めた重量とする。

7 提出書類

(1) 業務着手届

(2) 業務計画書

ア 受注者は、契約締結後 14 日以内に業務計画書を作成し、発注者の承諾を得なければならない。

イ 業務計画書の内容は次のとおりとする。

(ア) 残骨灰搬出計画・・・・・・・・・・搬出経路、作業予定責任者等

(イ) 残骨灰中間処理計画・・・・・・・・・・中間処理の方法等

(ウ) 処理後残骨灰納骨、供養計画・・・・・・・・納骨・供養場所、納骨・供養日等

(エ) その他必要な事項

ウ 発注者が指示した事項については、受注者は更に詳細な業務計画に係る資料を提出しなければならない。

(3) 業務実施報告書

受注者は、次の段階毎に業務実施報告書及び業務写真帳を作成し、発注者に提出しなければならない。

ア 残骨灰搬出作業

イ 残骨灰中間処理作業

ウ 処理後残骨灰納骨・供養

エ 実績報告書

(4) 業務完了届

8 受注者の責務

(1) 受注者は、本契約の締結から本業務完了に至るまで、引き渡しを受けた残骨灰の管理、業務全体の管理及び使用人等の行為について、すべて責任を負わなければならない。

(2) 受注者は、琴浦町営斎場利用者及び周辺住民に配慮しながら残骨灰の搬出を行わなければならない。

(3) 受注者は、遺族や住民の感情を十分に理解したうえで、生活環境及び公衆衛生に支障が生じないよう適切な方法により残骨灰の管理・処理を行うとともに、処理後の残骨灰を丁重に供養しなければならない。

(4) 受注者は、本業務の実施に当たり、故意又は過失により発注者又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。ただし、その損害の発生が発注者の責めに帰すべき理由による場合は、この限りでない。

(5) 受注者は、業務の実施過程で知り得た秘密を第三者に漏らし或いは不当な目的のために利用してはならない。また、本業務終了後においても同様とする。

9 その他

本仕様書について疑義が生じた場合には、協議の上解決するものとする。